

令和8年3月27日

福祉 ことども部

唐津市はり、きゅう等施術所指定取り消しについて

「コスモス治療院」と「こもれび鍼灸院」の唐津市はり、きゅう等施術所の指定を取り消しました。

1 指定取消施術所

- (1) コスモス治療院(唐津市和多田先石)
- (2) こもれび鍼灸院(唐津市養母田)

2 指定取消年月日

令和8年3月27日

3 指定取消理由

(1) コスモス治療院

令和7年6月(5月施術分)から10月(9月施術分)にかけて、複数回、施術をしていないにもかかわらず虚偽の請求を行い、助成金を不正に受け取った事実等が判明したため。

(2) こもれび鍼灸院

施術所開設(平成27年1月)以降、多数にわたり、施術をしていないにもかかわらず虚偽の請求を行い、助成金を不正に受け取った事実が判明したため。

4 指定取消しの根拠

唐津市はり、きゅう及びマッサージ施術費の助成に関する条例第7条第1項第5号によるもの。

5 不正受給額

- (1) コスモス治療院 84,000 円(施術84回分)
- (2) こもれび鍼灸院 475,200 円(施術528回分)

本件の問い合わせ先
福祉ことども部 高齢者支援課
担当:濱中、上野
電話:直通 72-9230 (内線2153)